

政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令の概要

自治行政局選挙部政治資金課

自治行政局選挙部収支公開室

自治行政局選挙部政党助成室

1 改正理由

第 25 回参議院議員通常選挙の結果を受け、政治資金規正法施行規則（昭和 50 年自治省令第 17 号）、政党助成法施行規則（平成 6 年自治省令第 45 号）及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成 6 年自治省令第 46 号）の別記様式について必要な改正を行うものである。

2 改正内容

政治資金規正法施行規則別記第 3 号様式及び第 5 号様式、政党助成法施行規則別記第 2 号様式並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則別記第 2 号様式の備考に、心身の故障等の場合に係る「本人の自署」に代わる措置を明記する。

3 施行期日

この省令は、公布の日から施行する（令和元年 8 月 8 日公布）。

<補足>

第 25 回参議院議員通常選挙の結果を受け、政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく政党届の届出期限である令和元年 8 月 13 日（火）までに省令様式を速やかに改正する必要があったことから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 1 号に掲げる「公益上、緊急に命令等を定める必要がある場合」に該当するため、意見公募手続は実施しなかった。